

愚行賭博と 刑法・税法

賭けごとは禁止しきれぬものなのでしょうか。テレビなど公共放送の中でも、「それなら賭けてみますか」などの発言は、男女を問わずよく耳にします。

ジョン・スチュアート・ミルは「自由論」の中で、愚行権を定義しています。あまり聞き慣れない言葉ですが、愚行の例としては、飲酒・喫煙・冒険・賭博・売買春・麻薬などがよく挙げられます。信念を持った愚行もあるでしょうが、本人も愚行と思いつつ、つつい愚行に及び、その果てに自己嫌悪に陥るといふもののほうが多そうです。

愚行権も公共の福祉に反しない限り尊重されるべきなのでしょうが、賭博につい

てみてみれば、刑法上原則的に禁止です。公共の福祉の観点からの規定なのでしょう。しかし、禁止だけでは無理とみて、飲食物を賭けるような一時の娯楽の程度のもは許容するとともに、いくつかの合法賭博を用意しています。

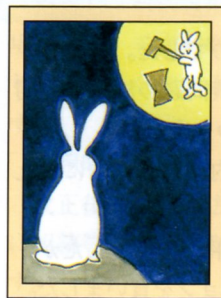
宝くじとサッカーくじ、それから競馬、競輪、オートレース、競艇の四つの公営ギャンブルがあります。パチンコは風俗営業法で公認の遊技ですが、一般的にはギャンブルと認識されています。

合法賭博以外は非合法です。一時の娯楽でも金銭を賭けると非合法です。公営競技であっても、ノミ行為は非合法です。相撲の世界を震撼させた野球賭博も非合法です。

ところが、最近の世界不況の引き金となったデリバティブ取引などのハイリスク・ハイリターンな取引はギャンブルそのものと言えます。各種商品相場の先物取引や株式の信用取引やFX取引なども限りなくギャンブル的です。これらは賭博罪に抵触しないのか、と疑問になります。しかし、これらは刑法35条の正当業務行為として罰しないものとされています。

賭博を税金の視点で見ると、税法は超然的です。賭博による収入は、合法、非合法、公営、民営を問わず、ことごとく課税対象です。ただし、例外として宝くじとサッカーくじは非課税となっています。宝くじは賭博禁止規定ではなく富くじ禁止規定で律せられているので、賭博に分類されないようで、従って、サッカーくじだけが唯一非課税賭博ということになります。

1日は防災の日です。何が起こっても慌てないように。例えば、非常時持ち出しはこれでいいのか、書類は取り出しやすい整理がされているか、検討すべきものは沢山あります。平時でもまごつくようでは、非常の時には役立ちません。常時身辺の整理は大切です。秋の気配がします。「芝生にもある秋色といへるもの 比奈夫」
8日白露、23日秋分。



とにかく具体的に動いてごらん
具体的に動けば
具体的な答が出るから。

(詩人・書家 相田みつを)

9月の税務メモ

(国税)

- 8月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 7月決算法人の確定申告
- 23年1月決算法人の中間(予定)申告

10日

30日
々

(地方税)

- 8月分個人住民税特別徴収分の納付
- 7月決算法人の確定申告
- 23年1月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。